

## 一般社団法人岡山県医療ソーシャルワーカー協会 倫理綱領違反の懲戒に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岡山県医療ソーシャルワーカー協会（以下、「本会」という）定款第11条の規定に基づき、定款の施行に必要な事項を定め、会員が岡山県医療ソーシャルワーカー協会倫理綱領（以下、「倫理綱領」という）を遵守し、もって会員の資質の向上と医療ソーシャルワークへの社会的信頼性を高めることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 本会は、本会の会員に対する除名処分を相当とする申出、または本会の会員が定款第6条第2項の倫理綱領に抵触する行為をしたとの申出を受けた場合、次に掲げる基本方針に従ってその申出に対応する。

- (1) 申出があった場合にのみ対応し、摘発を目的として対応するものではない。
- (2) 申出があった場合、事実関係を十分調査した上で除名事由または倫理綱領に抵触する行為の有無を判断するものとし、事実関係が明らかでないときは、合理的な疑いがない限り、会員に不利益な判断をしない。
- (3) 会員がいわれなき誹謗中傷により不当に非難されることがないように留意し、会員の権利擁護に配慮する。

### (申出人)

第3条 倫理綱領に抵触する行為をしたとの苦情の申出ができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 倫理綱領に定めるクライアント及びその親族
  - (2) 苦情申出を受ける会員の勤務先である国、地方公共団体、法人その他の団体または施設運営者
2. 除名処分を相当とする事由があるとの申出ができる者は、前項の者のほか、本会の会員とする。

### (倫理委員会)

第4条 定款第11条に基づき倫理委員会を設置する。

2. 倫理委員会は、委員3名をもって組織し、委員長は、委員の互選により定める。
3. 会長は、理事のうちから委員候補者3名及び予備委員1名を推薦して理事会に提案する。
4. 委員は、理事会において指名する。
5. 委員の任期は、理事の任期と同一とする。
6. 委員長は第6条による審査のため委員を招集し、第7条による調査に関し、委員に対して必要な指示を行う。
7. 委員が次の各号に該当するときは、理事会において、出席理事の3分の2以上の議決により解任することができる。
  - (1) 心身の故障その他の理由により委員としての職務を行うことができないと認められるとき。
  - (2) 委員として行うべき職務を怠り、または、審査及び調査の公正を疑われるような言動があったとき。

### (受付手続)

第5条 第2条による申出の受付窓口は、本会事務局とする。

2. 第2条による申出は、書面によらなければならない。

3. 前項の書面に次に掲げる要件が記載されているときは、本会は申出を受け付ける。
  - (1) 申出の相手方となる会員（以下、「被申出人」という）の氏名、住所、勤務先など被申出人を特定できる記載があること。
  - (2) 申出人の氏名、住所など申出人を特定できる記載及び連絡先の記載があること。
  - (3) 除名処分を相当とする具体的な事実または倫理綱領に抵触する具体的な事実が明記されていること。
4. 本会事務局は、前項の要件を欠く場合、または、記載内容が不明確な場合は、申出人に対し、補正を求めることができる。
5. 本会事務局は、前項の補正に代えて申出人から事情聴取した結果を記載した報告書を添付することにより、申出を受け付けることができる。
6. 本会事務局は、申し出を受け付けたときは、速やかに倫理委員会の委員全員に対し、申出にかかる書面その他の関係資料の写しを送付する。

（倫理委員会による審査）

第6条 倫理委員会は、原則として前条第6項の受付日から1ヶ月以内に、申出にかかる書面等を審査し、除名処分を相当とする事実があったとの疑い、または被申出人が倫理綱領に抵触する行為をした疑いがあると判断するときは、調査開始を決定し、事務局を經由して申出人及び被申出人にその旨を通知する。

2. 倫理委員会は、前項の審査の結果、申出内容が除名事由に該当しない、もしくは、倫理綱領に抵触しないと判断できる場合、または、被申出人に除名事由に該当する事実がある、もしくは、被申出人が倫理綱領に抵触する行為をしたとの合理的な疑いがないと判断できる場合は、調査を開始しない旨決定し、事務局を經由して申出人にその旨を通知する。
3. 倫理委員会は、第1項または前項の決定にあたり、申出人から事情聴取する必要があると判断するとき、または、関係資料の検討が必要と判断するときは、本会事務局に申出人の事情聴取または申出人に対する関係資料の提出要求を命ずることができる。
4. 本会事務局は、前項により事情聴取を命ぜられたときは、速やかに申出人から事情聴取した上、その結果を記載した報告書を作成し、倫理委員会委員長に提出する。
5. 倫理委員会は、前項の報告書または申出人から提出された関係資料を精査しても、第1項または第2項の判断に至らないときは、調査開始を決定し、事務局を經由して申出人及び被申出人にその旨を通知する。

（倫理委員会による調査）

第7条 倫理委員会は、前条第1項または第5項により調査開始を決定したときは、申出人及び被申出人その他の関係者から事情聴取するほか、事実関係を確定させるために必要な調査を行う。

2. 倫理委員会は、調査対象者が本会事務局から遠隔地に居住している場合、当該居住地に最も近接する場所に居住または勤務する本会理事に調査を委託し、または調査の協力を求めることができる。
3. 倫理委員会は、前項の調査が完了したときは、除名処分または懲戒処分の要否とその理由及び懲戒処分に付する場合の処分案について審議し、その審議結果を記載した報告書を作成した上、その報告書及び調査にかかる一切の資料を会長に提出する。
4. 前項の報告書作成にあたり、反対意見または補足意見を述べた委員は、報告書にその反対意見または補足意見を記載することができる。
5. 事務局は、倫理委員会委員から調査に関する協力を求められたときは、事務連絡、または事務処理に関して協力しなければならない。

(倫理委員会委員の特別利害関係等)

第8条 倫理委員会の委員が申出人または被申出人であるときは、当該委員は、第6条による審査及び前条による調査(以下、「審査等」という)に関与することができない。

2. 前項の場合、予備委員が審査等の職務を遂行する。

3. 審査等に関与した倫理委員会の委員は、第12条第1項及び3項による理事会の議決に加わることができない。但し、理事会に出席し、意見を述べることはできる。

(会長による理事会の招集)

第9条 会長は、第7条第3項の報告書等の提出を受けた日から2ヶ月以内に定期理事会が開催される予定があるときは、定期理事会において被申出人の除名処分または懲戒処分に関する件を付議するとともに、被申出人に対し、定期理事会の開催日時及び場所を通知して理事会への出席を要請する。

2. 会長は、前項の期間内に定期理事会が開催される予定がないときは、臨時理事会を招集しなければならない。

3. 会長は、理事会を招集するにあたり、申出にかかる書面その他の関係資料及び第7条第3項の報告書等の写しを、理事全員に配布する。

(理事会の審議)

第10条 理事会は、倫理委員会による報告内容が不十分であると判断するときは、倫理委員会に追加報告または再調査を求めることができる。

2. 理事会は、倫理委員会の処分案と異なる決定をしようとするときは、倫理委員会の意見を聴取しなければならない。

3. 理事会は、被申出人が理事会に出席したときは、被申出人に弁明の機会を与えなければならない。

(懲戒処分の種類)

第11条 倫理綱領に抵触する行為をしたことを理由とする懲戒の種類は、嚴重注意及び戒告とする。

2. 被申出人が倫理綱領に抵触する行為をしたことを認め、改悛の情が顕著であるなど情状酌量を相当とする場合には嚴重注意とする。

3. 嚴重注意は、会長が原則として口頭で処分を執行し、処分を公表しない。但し、執行のために会長が出頭を要請したにもかかわらず、被申出人がこれを拒否したときは、会長は処分を公表することができる。

4. 被申出人が倫理綱領に抵触する行為をしたことを認めない場合、または抵触する行為をしたことを認めたにもかかわらず反省の態度がみられない場合には戒告とする。戒告は、会長が書面で処分を執行し、処分を公表する。

(理事会の決定)

第12条 理事会は、出席理事の過半数をもって除名処分を相当と判断するときは、除名処分の件を議案とする社員総会の招集を決議する。

2. 理事会は、倫理綱領に抵触する行為につき、出席理事の過半数をもって懲戒に関する決定を行う。

3. 理事会は、懲戒を相当とするときは、第11条に定める懲戒の種類を選択し、且つ公表の範囲及び方法についても決定しなければならない。

4. 理事会は、倫理綱領に抵触する行為の是正または被害回復等の必要があるときは、懲戒処分の決定と同時に、被申出人に対し、勧告などの附随処分を決定することができる。

5. 会長は、理事会が前3項の決定をしたときは、その結果を書面にて申出人及び被申出人に通知する。

(理事に対する懲戒処分)

第13条 理事会は、理事が懲戒処分を受けたときは、出席理事の過半数の決議により、辞任を勧告することができる。

(被申出人の権利)

第14条 被申出人は、第7条第1項による事情聴取または、第10条第3項の弁明にあたり、代理人1名を同席させることができる。

2. 被申出人は、前項の事情聴取または弁明に際し、同席した代理人と協議することができる。但し、被申出人に代わり、代理人に発言させることはできない。

(申出人による再審査請求)

第15条 申出人は、理事会が除名処分不相当または懲戒不相当と決定した場合、会長に対し、書面により再審査を請求することができる。

2. 前項の再審査請求できる期間は、理事会の決定の通知を受けた日から30日以内とする。
3. 前項の期間内に再審査請求がなされなかったときは、同期間経過と同時に理事会の決定が確定する。
4. 会長は、再審査請求を受けたときは、理事以外の本会の会員のうちから特別委員5名を指名する。
5. 特別委員は、理事会の決議にいたるまでに作成されたすべての資料を精査し、申出人から事情聴取した上、再議決の要否についての意見書を作成して会長に提出する。
6. 会長は、再議決を要しない旨の意見書の提出を受けたときは、申出人に対し、書面によりその旨を通知し、再議決を要する旨の意見書の提出を受けたときは、第9条に従って理事会を招集する。
7. 前項により特別委員から再議決を要しない旨の意見書が提出されたときは、理事会の決定は確定する。

(被申出人による懲戒処分に対する不服申立)

第16条 被申出人は、理事会が懲戒を相当と決議した場合、会長に対し、書面により不服を申立てることができるものとし、この場合前条第2項ないし第7項を準用する。

2. 会長は、不服申立を受けたときは、理事会の決定が確定するまで懲戒処分の執行を停止する。

(懲戒処分の執行)

第17条 会長は、嚴重注意の決定が確定したときは、速やかに被申出人に対し、本会事務局または理事会の開催場所への出頭を求め、出頭した被申出人に口頭による嚴重注意を行う。

2. 会長は、被申出人が前項の出頭に応じないときは、被申出人に対し、処分内容を記載した書面を送付する。
3. 会長は、前項の場合、第11条第3項但書により、当該処分内容を公表することができる。
4. 会長は、戒告の決定が確定したときは、被申出人に対し、速やかに処分内容を記載した書面を送付するほか、理事会で決定された公表の範囲・方法にて公表する。

(秘密保持等)

第18条 第5条の申出の受付に関与した事務局担当者、倫理委員会委員及び理事は、申出の対応または除名処分もしくは懲戒処分に関して交付された資料及び提供された情報を第三者に開示し、または漏洩してはならない。

2. 申出の対応に関する一切の資料は、事務局で保管し、その資料の閲覧は認めないものとする。

(資格喪失の通知)

第19条 会長は、会員が定款第12条第3号に定める資格喪失事由に該当するときは、成年後見人または保佐人に対し、資格喪失通知書を送付して通知する。

2. 会長は、会員が定款第12条第4号に定める資格喪失事由に該当するときは、当該会員に対し、資格喪失通知書を送付して通知する。
3. 前項の通知を受領した会員が資格喪失事由に該当しないと判断するときは、当該会員は、会長に対し、同通知受領日から2か月以内に書面にて不服を申立てることができる。
4. 会長は、前項による不服申立てを受けたときは、理事会に付議した上、不服申立てをした会員に対し、理事会の決定を通知する。
5. 理事会が資格喪失事由に該当すると決定したときは、その決定により不服申立てをした会員の資格喪失が確定する。

(改廃)

第20条 この規程は、理事会の議決を経なければ改廃することができない。

(施行)

第21条 この規程は2017年4月3日より施行する。